

ワーキングチームの活動報告

(1)

平成26年1月21日

内閣府 原子力災害対策担当室

目 次

I. 各ワーキングチームで検討した事項のうち全体で共有する考え方等

1. 医療機関や社会福祉施設等の避難等のための体制整備の進め方

(1) 「共通課題についての対応方針」で示した考え方

(2) 体制整備の検討にあたっての優先順位

① P A Z の入所施設

② U P Z の入所施設

2. O I L に基づき避難範囲を特定する際の考え方

3. 避難手段・避難ルートについての考え方

(1) 避難ルートについて

(2) 有料道路における料金を徴収しない車両の考え方について

(3) 離島等の避難に係る船舶の活用について

4. スクリーニング・除染についての考え方

別紙：原子力災害時の避難に係る住民等の汚染検査・除染について（骨子）

II. 各ワーキングチームで検討した事項のうち他の地域の参考として共有する事項

1. 福井エリアにおいて府県域を越える広域避難（避難ルート等）に関し認識の共有化が図られた事項

2. 島根エリアにおける避難所等設置の検討事例

III. 135市町村の地域防災計画・避難計画の策定状況（平成25年12月末）

I. 各ワーキングチームで検討した事項のうち全体で共有する考え方等

1. 医療機関や社会福祉施設等の避難等のための体制整備の進め方

(1) 「共通課題についての対応方針」で示した考え方

「共通課題についての対応方針（以下、「対応方針」という。）」で示したとおり、病院等の医療機関や社会福祉施設等（以下、「入所施設」という。）は、患者や入所者の避難等（移動が困難な者の一時屋内退避措置を含む）について、あらかじめ計画を作ることとしており、この計画において、入院患者・入所者の避難先施設をあらかじめ決めておくことを求めている。

また、補完的体制として、原子力災害時に各入所施設の避難が計画通り実施出来ない場合に備えて、緊急時に各入所施設の避難先や搬送手段を調整するための組織として、道府県及び市町村には「調整委員会」の設置を求めている。ただし、新たに調整委員会を設置しなくても、道府県や市町村の既存組織・機関によって対応できる場合は、その限りでは無い。

(2) 体制整備の検討にあたっての優先順位

対応方針に基づく取組を進めるに当たり、原子力災害対策指針で示された防護措置実施の流れを踏まえて、以下の考え方により優先順位をつけて順次検討することが望ましい。

① P A Zの入所施設

P A Zの入所施設の入院患者・入所者は、施設敷地緊急事態になった場合に、原子力規制委員会の要請に基づき市町村が行う指示により、避難を開始することとなる。

このため、P A Zの所在する道県や市町村においては、P A Zの入所施設の計画づくりの支援を優先し、また調整委員会が行う平常時の避難先等の調整もP A Zの入所施設についての対応を優先する。

平常時に調整委員会が行う避難先等の調整の考え方としては、緊急時の対応の柔軟性¹を確保する観点から、複数のP A Zの入所施設について、複数の避難先施設を想定しておく方法も採り得る（図1参照）。

なお、その際は、対応方針2. (2) ③で示した、東日本大震災の際に国が被

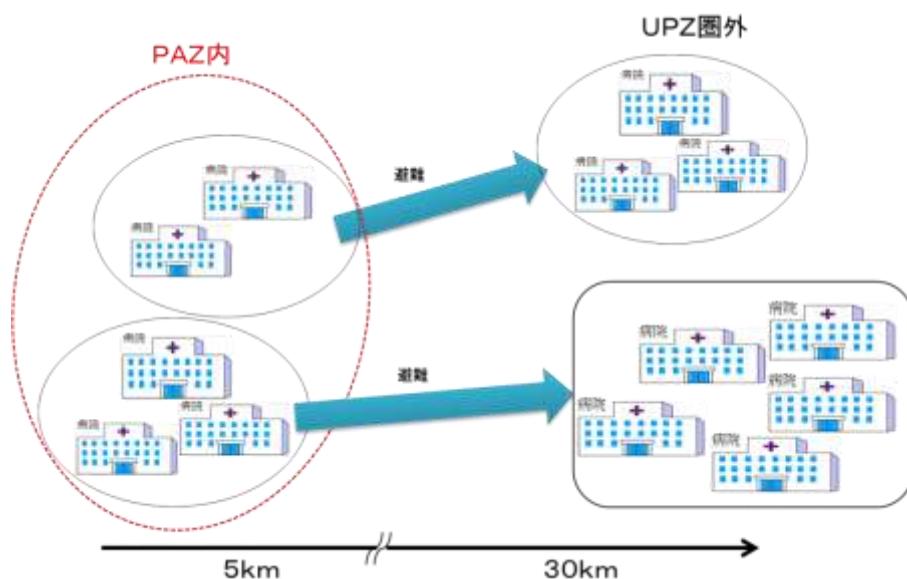
¹ 避難を要する入所施設の入院患者・入所者の人数や状態は一定では無く、避難先施設の状態も一定では無いことから、発災時の避難先等の決定に際しては、発災時の入所施設の入院患者・入所者の人数や状態及び受け入れ先施設の状況を踏まえて柔軟に調整する必要がある。

災地の医療体制を確保するために実施した対応内容を踏まえて、同様の災害には同様の支援が行われることを前提とすることが出来る。

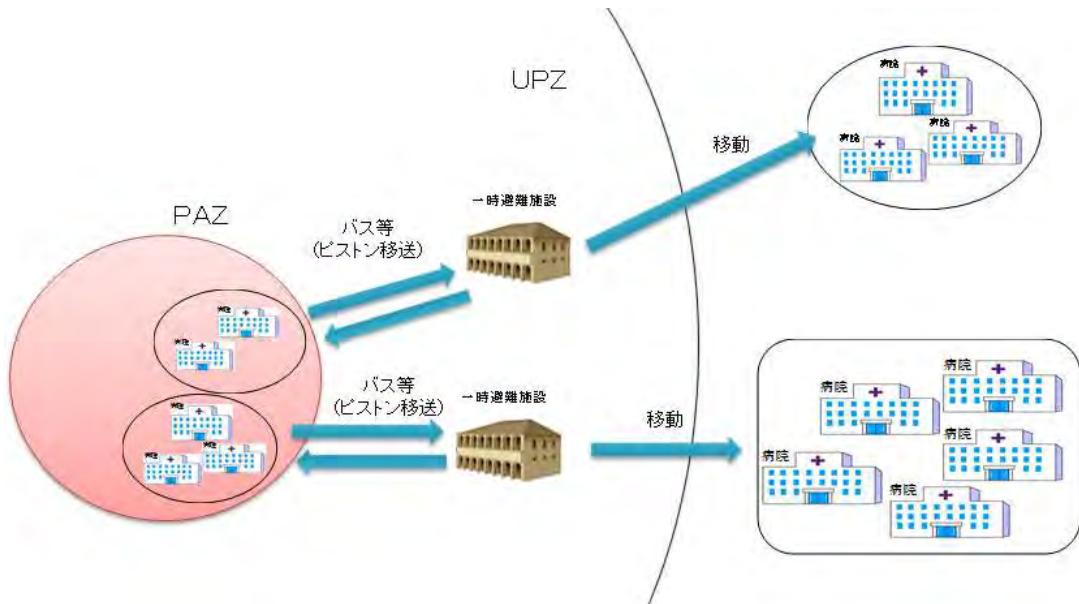
また、PAZの入所施設の入院患者や入所者の最終的な避難先施設は、UPZの外に確保することが望ましいが、PAZからの迅速な避難の実施を優先し、UPZの施設に一時的に移動する方法も採り得る（図2参照）。

なお、受入れ先の体制や安全な搬送手段が確保されるまでの間に、入院患者や入所者が屋内退避するための施設に放射線防護措置を講じるための道府県の取組に対しては、内閣府原子力防災が、原子力災害対策施設整備費補助金により支援を行う。

（図1）グループマッチングのイメージ



(図2) 中継避難のイメージ



② U P Zの入所施設

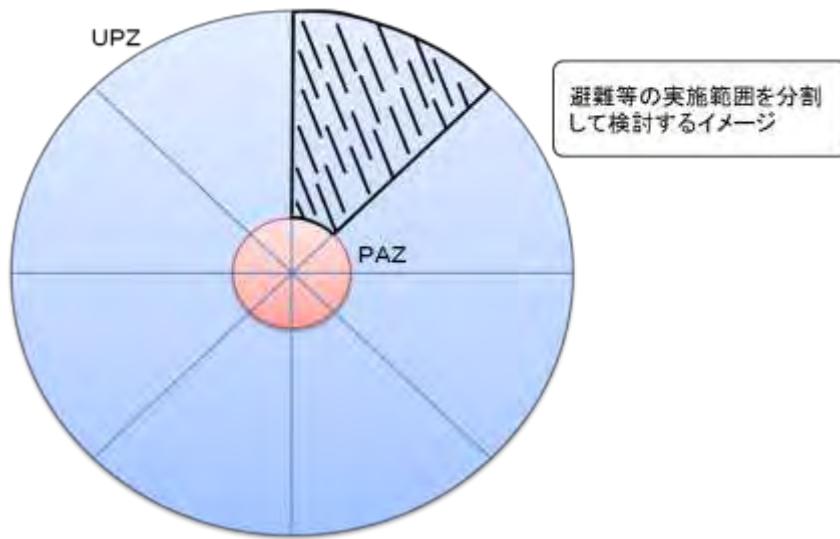
U P Zの入所施設の入院患者・入所者は、全面緊急事態（原子力緊急事態）になった場合に、原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）第15条第3項による内閣総理大臣の指示に基づき市町村が行う屋内退避の指示により、屋内退避を行うこととなる。

また、事態の進展により、O I Lに基づき、原災法第20条第2項の原子力災害対策本部長指示に基づき市町村が行う指示により、避難等（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）や一時移転を行うこととなる。

U P ZにおけるO I Lに基づく防護措置の実施は、緊急時モニタリングの結果をO I Lに照らして実施範囲を判断することとしており、P A Zのように避難等を実施することは想定していない。従って、平常時に調整委員会が行うU P Zの入所施設の避難先等の調整も、「U P Zの全域が一斉に」避難する場合ではなく、実施範囲が特定される（避難等の指示が特定方向の地域に限定される）場合から検討していくことでもよい（図3、I. 2. 参照）。

また、P A Zの場合と同様に、U P Zの複数の入所施設について、複数の避難先施設を想定しておく方法も採り得る。

(図3) 避難等の指示が特定方向の地域に限定される場合の検討イメージ例



2. O I Lに基づき避難範囲を特定する際の考え方

国の原子力災害対策本部から出される避難等や一時移転の指示は、原則として、市町村毎の避難計画においてあらかじめ設定された、避難等や一時移転の実施の単位（例えば、丁目、大字、字、自治会、校区など）に基づいて発することとなる。²（図4参照）

すなわちO I L 1に基づく避難等やO I L 2に基づく一時移転の実施にあたっては、緊急時モニタリングによる測定結果に基づき、O I L 1や2の初期設定値に定める空間放射線量率が測定され、地上沈着した放射性物質の寄与によるものと判断された場合には、国の原子力災害対策本部は、

- ①測定されたモニタリングポスト等空間放射線量率の測定点の所在地区を対象とする避難等（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）や一時移転の指示案を作成し、
- ②県や市町村に指示案を伝達する。
- ③県や市町村は指示案に対して速やかに意見を述べ、原災本部において意見を勘案した指示案を作成する。
- ④その後、原災本部長決定された指示は、オフサイトセンターを通じて県や市町村に伝達される。³

なお、何らかの理由により、一切モニタリングが実施されない地区は、周辺

² 「共通課題の対応方針（平成25年10月9日）」で示した、市町村が作成する住民の避難計画の基本的項目にある「避難行動の単位となる対象地区」の考え方と同じ。

³ 原子力災害対策マニュアル第4章5（1）②（ii）のとおり。

のモニタリングの結果を基に上述の避難等や一時移転の指示の対象となることもある。

(図4) 平成25年度原子力総合防災訓練で使用した薩摩川内市及びいちき串木野市の地図



※避難等の実施の単位に区分けされ、モニタリングポストの位置を記載。



3. 避難手段・避難ルートについての考え方

(1) 避難ルートについて

避難ルートは、地域の実情等を踏まえて合理的なものとなるよう検討する。
(例えば、府県域を越える広域避難の場合については、関係各府県が集うワーキングチームでの検討結果を踏まえて決定するなど)
高速道路を避難ルートとして想定する場合には、道路管理者等と十分な調整を図るとともに、緊急時には関係者と連携を密にすること。

(2) 有料道路における料金を徴収しない車両の考え方について

「料金を徴収しない車両を定める告示（国土交通省告示）」第5号では、有料道路以外の道路の損壊又は他の道路若しくはその付近における火災その他異常な事態の発生により当該他の道路の通行が危険となり、有料道路の通行を余儀なくされる場合において、有料道路の管理者が料金を徴収することが著しく不適当であると認めて指定した時間内において料金を徴収しないこととしている。

当該措置は、地方公共団体からの要請等を踏まえ有料道路の管理者の判断により実施するものであり、告示に定める事態の解消が図られるまでの間の、一時的な措置として想定されている。

(3) 離島等の避難に係る船舶の活用について

①連絡船による避難

連絡船が通常の航路を離れて他の港へ旅客を運ぶためには、海上運送法上、船舶運航計画の変更認可（第11条の2）が必要であるが、平常時における各県の地域防災計画（避難計画）に盛り込むための船舶運航事業者の事業計画の変更については、特段、海上運送法上の変更の手続きは必要としない運用とする。

この他、連絡船に関する個別事案の法令の解釈や運用等については、当該連絡船を所管する地方運輸局において対応する。

②漁船による避難

漁船法上、漁船の使用者（乗員）は予め登録する必要があるため（第10条）、使用者以外の住民は漁船に乗船できない。また、船舶安全法上、漁船は、3年ごとの定期検査や検査基準を満たす安全装備品（救命具、航海灯、急発進防止装置等）の整備費用が必要（第2条、第5条）である。

これらの規制は、安全確保上の必要な措置であり、原子力災害時の住民避難の際にも、船舶の転覆等による二次的被害を回避するために、遵守しなけ

ればならない。

4. スクリーニング・除染についての考え方

原子力規制庁が検討しているスクリーニング・除染についての骨子は別紙のとおり。

II. 各ワーキングチームで検討した事項のうち他の地域の参考として共有する事項

1. 福井エリアにおいて府県域を越える広域避難（避難ルート等）に関し認識の共有化が図られた事項

府県域を越える広域避難計画に関する検討結果、広域避難ルートについては、①高速道路及び国道などの幹線道路を基本ルートとして設定すること、②基本ルートと合わせ、避難元地域の地理的状況、道路状況等を勘案し代替道路を可能な限り複数設定すること、③避難経路上に「避難中継所（仮）※」を設定することの共有化が図られた。

※スクリーニング・除染場所としての機能及び車両の保管・輸送手段の切り分けポイントとして想定しているが、この役割・機能の検討は今後の課題として整理している。

福井エリアにおける府県域を越える広域避難は、北陸、近畿、四国地方に跨るなど広域的であるが、現在、広域避難にかかる地域マッチングについて、概ね施設マッチングまで終了している。

今後、WG（及び下に設置した検討チーム）で検討すべき課題についての整理は終えており、国からスクリーニングの考え方の提示を受けた段階ですぐに、①避難中継所（仮）の役割・機能の明確化、候補地の検討、②スクリーニング・除染の実施体制の検討、③避難手段における認識の共有化の検討、④避難ルート上の渋滞対策の検討、⑤避難用バス等の確保に向けた検討を予定している。

2. 島根エリアにおける避難所等設置の検討事例

(1) 避難経由所

避難所の円滑な管理・運営を確保する上で、大規模避難を想定すると主として2つの課題が存在。

- ① 避難所に避難する住民数に偏りが生じ、特定の避難所に過負担が生じるおそれがある。
- ② 避難所において大規模なマイカー収容が困難。

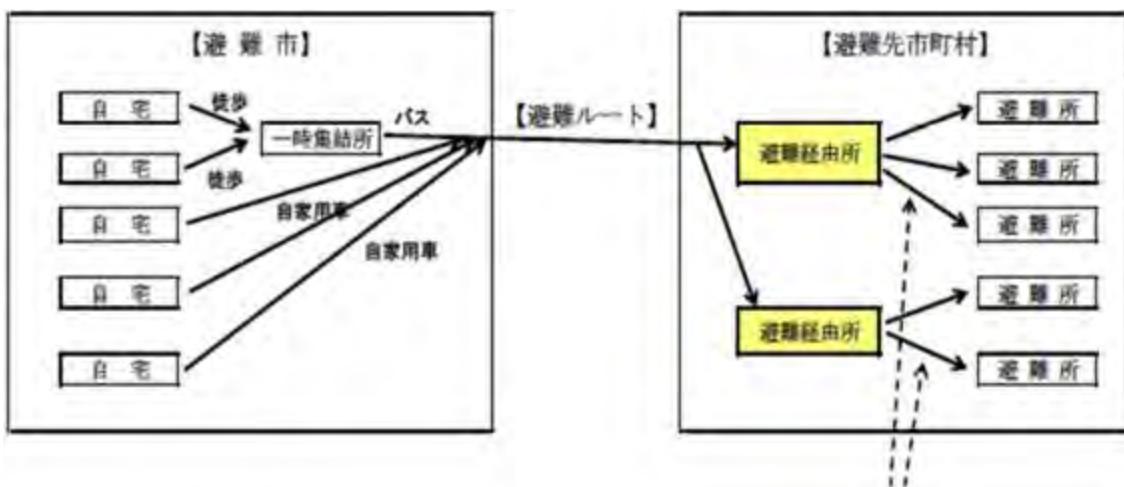
このため、島根エリアでは、大きな駐車スペースを持つ「避難経由所」を設定している。これによるメリットは主として4点。

- ① 避難経由所において避難者の避難振り分けを実施するため段階的に避難所が開設でき、受入市町村の初期段階における避難所運営の負担

が軽減可能。

- ② 大きな駐車スペースを持つ避難経由所の設定により、避難車両の駐車スペースが確保でき、避難先市町村内の渋滞緩和が図れる。
- ③ 土地勘のない避難住民にとって目的地がわかりやすくなり、混乱が少なくなる。
- ④ 避難経由所は、避難住民への情報提供等、一定のターミナル的な役割を果たすことができる。

(図5) 避難経由所のイメージ



出典：原子力災害に備えた島根県広域避難計画（平成24年11月島根県）

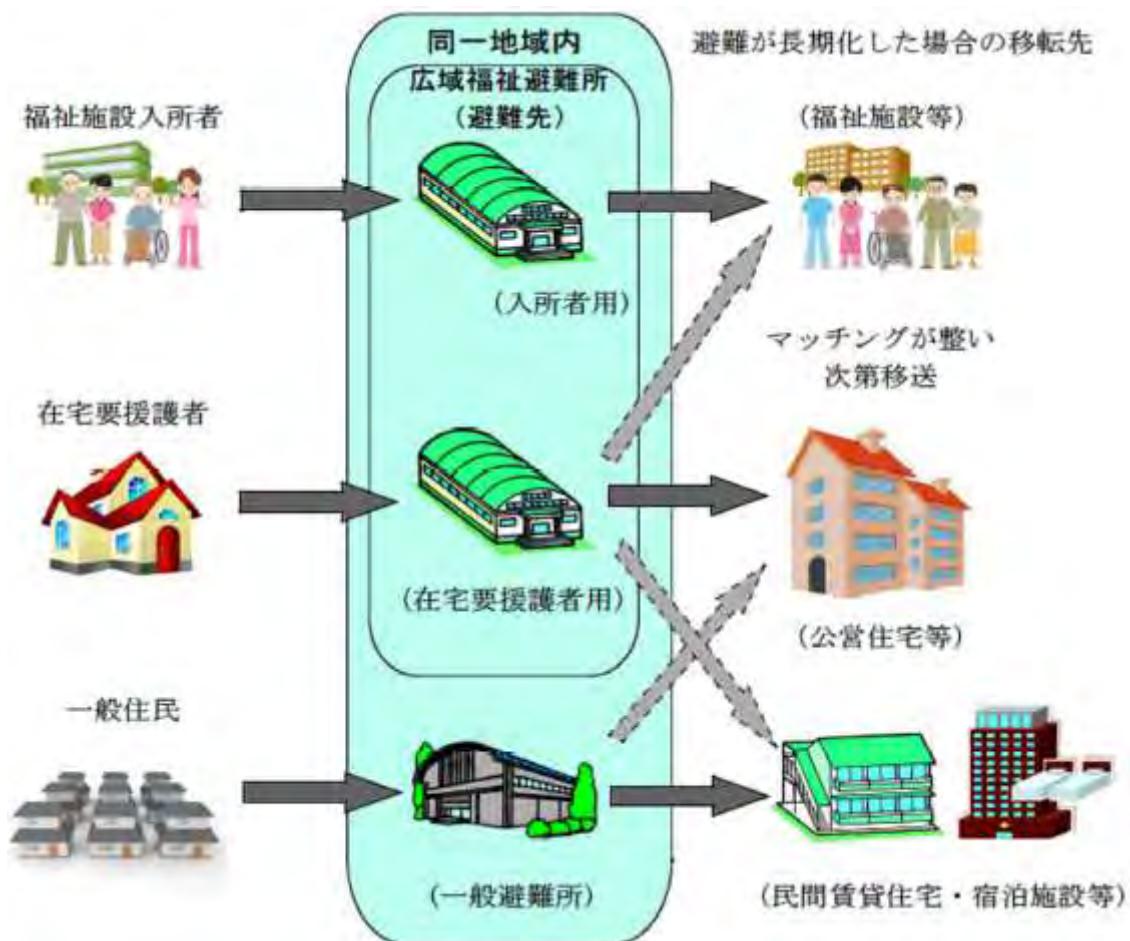
(2) 広域福祉避難所

社会福祉施設入所者や在宅要援護者の円滑な避難を確保する上で、主として2つの課題が存在。

- ① 福祉施設の受入れ裕度は一般的に高くないため、福祉施設に直接避難させるためには、複数に分散避難させることが必要。そうすると、介護士等関係者の過負担・不足が生じるおそれがある。
- ② 一時的な避難所に避難させるにしても、バリアフリー構造など、一般的の避難所と比較して生活環境が整った環境が必要。

このため、島根エリアでは、多目的トイレやバリアフリー構造などが整備された「広域福祉避難所」を設定している。

(図 6) 避難経由所のイメージ



III. 135市町村の地域防災計画・避難計画の策定状況

(平成25年12月末現在)

	対象市町村	地域防災計画策定数	避難計画策定数
泊地域	13	13	11
東通地域	5	5	0
女川地域	7	7	0
柏崎刈羽地域	9	9	0
東海地域	14	13	0
浜岡地域	11	11	0
志賀地域	9	9	1
福井エリア	23	21	17
島根地域	6	6	4
伊方地域	8	8	8
玄海地域	8	8	8
川内地域	9	9	9
福島地域	13	4	0
合計	135	123	58

※1) 網掛けは、避難計画の内容の具体化が進んでいる地域。

※2) その他の避難計画の策定数が低くとどまっている地域については、暫定的な避難計画を策定済であったり、具体化のための取組を進めている。

※3) 福島地域については、特定原子力施設である東京電力福島第一原子力発電所があり、同発電所の周辺地域等が避難指示区域に設定されている事情に留意することが必要である。

原子力災害時の避難に係る住民等の汚染検査・除染について
(骨子)

平成26年1月21日

1. 対象

国又は地方公共団体による避難指示を受けた住民（ただし、放射性物質が事業所外に放出される前に予防的に避難を実施する住民を除く。以下同じ。）及びその携行物品のうち避難の実施に必要なもの。

（解説）

- 「避難指示を受けた住民」とは、国又は地方公共団体による避難指示があった後に、当該避難指示の対象となる区域から避難した住民をいう。避難指示を受けずに自主的に避難する住民に対して実施する場合は、各地方公共団体の定めるところによる。この場合において、当該地方公共団体は、避難指示を受けた住民の汚染検査・除染の実施及び迅速な避難を妨げないよう十分留意する。
- 「携行物品のうち避難の実施に必要なもの」とは、対象となる住民が避難の際に携行した物品のうち、汚染検査・除染の実施後に避難場所まで移動する際に必要な避難車両、防災用品（ラジオ・携帯電話・防寒具など）、処方された医薬品等をいう。

2. 場所

重点区域の境界周辺であって、以下の事項を満たす場所を計画すること。

- ① 避難指示を受けた住民が避難場所まで移動する経路に面すること
- ② 救護所を併設すること及び避難場所に近接すること
- ③ 汚染検査・除染の実施に必要な敷地の確保、資機材の緊急配備、要員の参集が可能であること

（解説）

- 「重点区域の境界周辺」とは、典型的には重点区域の外側であって、重点区域の境界から概ね数キロ程度以内の範囲をいう。
- 「避難場所まで移動する経路」とは、地域防災計画において地方公共団体が予め定める避難場所及び避難経路をいう。地方公共団体が予め定める避難経路が複数ある場合は同数以上を避難経路に沿って設置するよう計画する。
- 「避難場所に近接すること」とは、典型的には避難場所と隣接する場所であって、それ以外の場合には、避難場所までの移動手段及び経路を予め計画する。
- 「実施に必要な敷地」とは、O I Lに基づき特定の地域が段階的に避難指示の対象区域となることを念頭に、当該避難指示を受けた住民に対する汚染検査・除染を効率的に実施するために必要な敷地をいう。

3. 実施方法

汚染検査は、以下の方法を考慮して実施することを計画すること。

- ① 住民及びその携行物品（車両を含む。）の汚染検査は、GMサーベイメータやゲート型モニターなど各種の放射線計測器を適切に使用して効率的に行うこと。
- ② 自家用車やバス等の車両を利用して避難した住民の汚染検査は、まず車両の汚染検査を行い、当該車両にO I L 4超の汚染があった場合には乗員の代表者に対して汚染検査を行うこと。
- ③ 携行物品（車両を除く。）は、これを携行した住民にO I L 4超の汚染が認められた場合には汚染検査を行うこと。

（解説）

- ゲート型モニターが利用可能な場合は、まずゲート型モニターにより表面汚染の有無を検査し、O I L 4超に相当する汚染が検出された場合にはGMサーベイメータにより汚染箇所を特定して除染を行う。
- 車両にO I L 4超の汚染が検出されない場合は、その車両の乗員も同様とみなす。
- 車両にO I L 4超の汚染が検出された場合であって、その車両の乗員の代表者にO I L 4超の汚染が検出されない場合は、その車両の乗員全員も同様とみなす。
- 住民にO I L 4超の汚染が検出されない場合は、その住民の携行品（上記の車両を除く。）も同様とみなす。

4. 実施体制

- ① 避難元となる道府県が、必要に応じて他の近隣の道府県と連携協力して、実施体制を計画すること。
- ② 汚染検査・除染を実施する主体となる地方公共団体は、事前に合意された計画に基づき、全面緊急事態に至った後に遅滞なく汚染検査・除染を実施すること。
- ③ 避難元及び避難先となる道府県は、避難指示を受けた住民が汚染検査・除染を受けた後に円滑に避難場所に受け入れられるよう相互に連携協力すること。

（解説）

- 「必要に応じて他の近隣の道府県」とは、避難元となる道府県の計画において、汚染検査・除染を実施する場所が避難元となる道府県の外にある場合又は避難指示を受けた住民が汚染検査・除染を受けた後に避難する避難場所又は避難経路が避難元となる道府県の外にある場合における当該実施する場所又は当該避難場所又は避難経路がある道府県をいう。
- 汚染検査・除染の実施体制を計画する上では、上記「1. 対象」に該当する住民が状況の進展に応じて段階的に避難すること、上記「3. 実施方法」による汚染検査が効率的に行われることを踏まえ、緊急時における実施要員を考慮する。
- 汚染検査・除染を実施する主体となる地方公共団体が避難元となる道府県の外にある場合には、汚染検査・除染の実施に必要な資機材は、避難元となる道府県が計画に基づき調達し、汚染検査・除染を実施する主体となる地方公共団体に予め配備する。